

与謝野晶子「君死にたまふこと勿れ」論争の周辺

——〈私情〉のゆくえ——

田口道昭

一

与謝野晶子の詩「君死にたまふこと勿れ」〔明星〕明37・9）は、今なお多くの解釈を誘発する詩であるが、その始まりは大町桂月との論争における解釈の主導権争いにある。この詩をめぐるでは、「明星」だけでなく、総合雑誌「太陽」や「読売新聞」などを舞台に論争が繰り広げられ、最終的に大町桂月が批判の矛先を収めることよって終息した。そして、論争終了後、晶子自身もこの詩について語る事はなかった。

本稿は、「君死にたまふこと勿れ」を、その解釈をめぐるなされた論争の中で読み解くこと、また、日露戦争から韓国併合に至る時代の文脈の中に改めて位置づけることを目的とする。既に多くの指摘がなされている通り、「君死にたまふこと勿れ」は明確な意思で作られた〈反戦詩〉とはいえないだろう。しかし、「君死にたまふこと勿れ」は、当時の為政者からすれば最も問題

のある詩であり、晶子自身これを封印していった。

二

周知の通り、「明星」に発表されたこの詩は、総合雑誌「太陽」で文芸時評の筆をとっていた大町桂月に批判された。

戦争を非とするもの、夙に社会主義を唱ふるもの、連中ありしが、今又之を韻文に言ひあらはしたるものあり。晶子の「君死にたまふこと勿れ」の一篇、是也。〔中略〕

草莽の一女子、「義勇公に奉すべし」とのたまへる教育勅語、さては宣戦詔勅を非議す。大胆なるわざ也。〔中略〕
家が大事也、妻が大事也、国は亡びてもよし、商人は戦ふべき義務なしと言ふは、余りに大胆すぎる言葉也。

〔文芸時評〕「太陽」明37・10）

批判者である大町桂月からすると、この詩は、「戦争を非とする」点で反戦詩に等しく、教育勅語や宣戦の詔勅に逆らい、家の論理を国家の論理より上に置くものであった。

だがこの時点では、「君死にたまふこと勿れ」を論ずる時に焦点となる第三連に関して、桂月は、「さすがに放縦にして思ひ切つた事言ふ人も、筆大にしぶりたり」と書いている。改めて第三連を示すと、次の通りである。

君死にたまふことなかれ

すめらみことは戦ひに

おほみづからは出でまされ

かたみに人の血を流し

獣の道に死ねよとは

死ぬるを人のほまれとは

大みこ、ろの深ければ

もとよりいかで思されむ

桂月の文章は、この第三連を引用したあと、先述の「草莽の一女子」以下の一文に続くのであるが、この後、同じ「太陽」誌上に発表した「詩歌の骨髄」(明38・1)で、この三連を「天皇親からは、危き戦場には、臨み給はずして、宮中に安坐して居り給ひながら、死ぬるが名誉なりとおだて、人の子を駆りて、人の血を流さしめ、獣の道に陥らしめ給ふ。残虐無慈悲なる御心根

哉」と解して批判したことと比較すれば、「かなり抑制の効いたトーン」(上田博)だった。とはいえ、「教育勅語、さては宣戦詔勅を非議す。大胆なるわざ也」という言葉は見逃せないだろう。また、桂月の次のような批判も、晶子に反論・弁明を強いた。

先年、内務省は明星に裸体画あるを咎めて、発売を禁じた。りしが、裸体画は、実際、さまで風俗を害するものに非ず。世を害するは、実にかゝる思想也。

「明星」第八号が裸体画の掲載によって発売禁止になったのは、明治三十三年(一九〇〇)年のことである。このとき、桂月は、「太陽」(明34・1)の「文芸時評」で、内務省の処置を妥当なものとし、「鉄幹甘んじて其命令に服せざるべからず」と書いており、右の言葉は、かつての確執を思い起こさせるとともに、晶子に(弁明)を余儀なくさせたのではなかったか。あえて(弁明)という言葉を使うのは、晶子の反論「ひらさぶみ」(「明星」明37・11)の広く知られている次の一節を念頭においてのことである。

私が弟への手紙のはしに書きつけやう候歌、なになれば悪ろく候にや。あれは歌に候。この国に生れ候私は、私等は、この国を愛で候こと誰にか劣り候べき。物堅き家の両親は私に何をか教へ候ひし。堺の街にてじき父ほど天子様を思ひ、

御上の御用に自分を忘れし商家のあるじは無かりしに候。弟が宅へは手紙ださぬ心づよさにも、亡き父のおもかげ思はれ候。まして九つより栄華や源氏手におのみ致し候少女は、大きく成りてます。王朝の御代なつかしく、下様の下司ばかり候ことのみ綴り候今時の読物をあさましと思ひ候ほどなれば、平民新聞とやらの人達の御議論などひと言ききて身ぶるひ致し候。さればとて少女と申す者誰も戦争ざらひに候。

《中略》

私が「君死に給ふこと勿れ」と歌ひ候こと、桂月様太相危険なる思想と仰せられ候へど、当節のやうに死ねよ〜と申し候こと、又なに〜ことにも忠君愛国などの文字や、畏おほき教育御勸語などを引きて論ずることの流行は、この方却て危険と申すものに候はずや。

桂月に対する晶子の堂々とした反論と評されるものだが、ここで晶子が「平民新聞とやらの人達の御議論などひと言ききて身ぶるひ致し候」とやや激しく書いていることに注意したい。ここには、当時、筆禍や発売頒布禁止、禁固刑などを科せられた社会主義者と同列に論じられることの危険を回避する意思もあるように思われる。同年三月二十七日付「平民新聞」第二十号は、幸徳秋水の筆になる「嗚呼増税！」の掲載によって、新聞紙条例違反として発売を禁止され、発行兼編集人の堺利彦が告発された。東京地方裁判所は、堺を軽禁錮三ヵ月、「平民新聞」の発行禁止の判

決を下した（後、禁錮は二ヵ月に短縮、発行禁止は棄却）。また、「君死にたまふこと勿れ」発表以後のことになるが、創刊一周年にあたる十一月十三日発行の「平民新聞」第五十三号は、『共産党宣言』を訳載し、発売禁止、朝憲紊乱の罪名で起訴されている。「明星」のかつての発禁処分と言及した大町桂月に対して、晶子は社会主義とはまったく関係ないことを強調する必要があるためである。

また、天皇への批判を口にした詩でないことを弁明する必要もあつた。後に述べるように、もとより晶子には天皇に対する崇敬の念はあつただろうが、詩の表現が桂月の激烈な批判を呼び込む要素を内包していたことは事実である。

確かに、「ひらきぶみ」には大町桂月に対する辛辣な批判や皮肉がみられるし、「歌は歌に候。歌よみならひ候からには、私どうぞ後の人に笑はれぬ、まことの心を歌ひおきたく候」という一節には、詩人としての高い自負をみることができるといえる。それでも、「君死にたまふこと勿れ」の表現の危険性を指摘された晶子には「火消し」の必要があつた。

一般的に「ひらきぶみ」とは、封をしていない書状、もしくは書状の形式をとっている文章のことをさす。晶子の「ひらきぶみ」も夫である鉄幹へ宛てた〈私信〉という形式をとり、出征中の弟がいよいよ実家へ長男の光をつれて訪れていることなど極めて私的なことから書き出されていることに注目したい。また、「君死にたまふこと勿れ」さえも「弟への手紙のはしに書きつけやり

候歌」とされている。その意味では、「まことの心」を主張する晶子に、詩を詩の領域、もしくは（私情）に限定することによつて、さらなる桂月の批判をかわそうとする意図があつたといえよう。

ところで、鉄幹にあてた（私信）という形式をとりながら、途中には明らかに桂月に訴える文章がはさまれている。そこで、「私風情のなま／＼に作り候物にまでお眼お通し下され候こと、忝きよりは先づ恥しさに顔紅くなり候」、「まことの――引用者）心を歌にて述べ候ことは、桂月様お許し下されたく候」と慇懃無礼なまでにへりくだっていることに注目したい。とりわけ、九歳年長の桂月に対して「おぢい様のやうに敬ひ候私」と表現したり、「桂月様は博士」、「私は幼稚園の生徒にて候」という表現からは、皮肉とともに、（愚かな女）を装うことによる（戦略性）さえ感じられる。それは、文学や論壇について話す母を「太相知つたかぶりな顔を致し候」などと書いていることにもみられる。「ひらきぶみ」は、「あす天気よろしくば、光に堺の浜みせてやれと母申して寐たまひ候」という一節でしめくられていいる。いわば、天下国家を論じる「桂月様」に対して、それとは無縁に生きる市井の家族の姿を見せるかたちになつているのである。

晶子の反論の書「ひらきぶみ」は、ともすると「君死にたまふこと勿れ」に逆照射されて、その解釈の参照とされることもあるが、あくまで詩作品と評論とは区別したうえで慎重に論じられるべきものであろう。

三

さて、桂月をして晶子の詩に対する批判を先鋭化させたのは、「ひらきぶみ」を踏まえて晶子を擁護した劍南（角田浩々歌客・一八六九―一九一六）の発言だった。

晶子、その弟の遠征を送るに「君死に給ふこと勿れ」の歌を以てす、桂月子これを国家的観念を藐視せしむべき危険なる思想の表示となす、晶子曰く、無事で帰れ気をつけよとて、征人を送るハ人情なり、まことの声なり、まことの心を歌によむ何の不可あらんと、言ひ得て好し

（劍南「警露集」「読売新聞」明37・11・13）

この発言に先立ち、劍南は、トルストイの日露戦争論に触れて、「非戦争観をいふがために、自」が当面に属する国民の行動を呪ふハ、即ちおのれを呪ふに外ならず、「戦争ハ人生の悲惨なり、されど日露戦争ハ日本国民の存立の必要に起り国民運命の発展防く能はざるものに起れり、存立発展の前にハ犠牲とせらるゝものあるを免れず」（「警露集」「読売新聞」明37・10・2）と書いていた。この発言と、晶子を擁護する発言との整合性は、劍南が晶子の詩を「人情」や「まことの心」の領域、つまり、詩の領域にあるものとして、それを評価したことにある。

しかし、これが桂月のさらなる批判を呼び起こすことになる。

詩は、情をありのまゝに歌ふべきことは、言ふまでなし。されど、情にも、公情あれば、私情あり。風俗を壊乱する情もあれば、社会の秩序を破壊する情あり。人が出征するに臨みて、無事にかへれと言ふのみならば、普通の人情也。されど、挙国一致、旅順口の陥落を翹望するの際に当り、旅順出征の人に向ひて、旅順落ちやうが、落ちまいが、どうでもなし。旅順を落すは、商家の法に非ずといふは、奇矯に過ぎて、国家を嘲るも、亦甚し。又弟を懐ふに、縁の速き天皇を引ひ出し、大御心の深ければ、国民に戦死せよとは宣給はじといふに至つては、反語的、もしくは婉曲的の言ひ方と判断するの外なし。

〔文芸時評〕「太陽」明37・12

もともと桂月は、「文学は時勢と相伴はざるべからず。文学者は、時勢と触接して、国民を指導せざるべからず」(「戦時の文壇」『軍国訓』博文館、明37・6)という立場から、戦争と積極的にかかわる文芸を提唱していた。その立場からすると、詩の領域を聖域として「逃げる」ことは許されなかつただろう。ここでは、明治二十六年公布の出版法第十九条の「安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スルモノト認ムル文書圖書ヲ出版シタルトキハ内務大臣ニ於テ其ノ発売頒布ヲ禁止シ」の文言をちらつかせた恫喝的な発言が目される。また、先に挙げた第三連は、「反語的、も

しくは婉曲的」な批判としてとらえられ、「余は、我詩壇の爲めにも、我国家の爲めにも、余の解釈の憶測邪推ならむことを祈るもの也」と、言外に晶子の詩に〈反国家思想〉が含まれていると示唆する。

これに対して、剣南は同年十二月十一日の「読売新聞」に掲載された「理情の弁(大町桂月子に与ふ)」でさらなる反論を展開する。剣南の反論は、あくまで晶子の詩が「私情」をうたつたものであり、「理性を加へざりし刹那詠嘆の情を表白した」ものとするところにある。

晶子の歌に現はれたる思想ハ、吾人の見る所にてハ、正しく一箇の私情を表白し、商家の子を送るその同胞の心情を端的に言明したるもの、如し、唯だ夫れ商人一家の休戚、商家の同胞の生死如何の際に表はれたる情の声なれば、未だ国家の一民としての公情の表白如何ハ見えざるなり、

理性の加わらない「私情」、商家の情であつて、「国家の一民としての公情」がみられないという評言は、危うく晶子の詩への批判にも反転しかねないものもある。実際、剣南が戦争そのものに反対するものでないことは、「若し夫れ『死にたまふことなかれ』の歌が、旅順陥落ハ我が関する所ならねば、戦に臨みでもあるべし、此度の戦争ハ獣のなすべき事なりとやうに、戦争を非なりとして国家の行爲を咀ふが如き怨嗟の表示あらんにハ、吾人と

雖も決して桂月子の所説に賛するを躊躇せざるべし」という言葉からもわかる。

その一方で、「桂月子はた国家主義に煩ふにあらざる無きを得んや」という言葉を投げかけている。この批判が桂月をしていっそう晶子の詩への批判を激烈なものにさせた。桂月は、「詩歌の骨髓」(「太陽」明38・1)で、晶子の詩を「温籍」(正しくは温籍―引用者)、いわゆる品性も、詩美も欠いたものであるとし、先に見たように、第三連を天皇を「残虐無慈悲なる御心根哉」とうたったものと解釈したうえで、「もしわれ皇室中心主義の眼を以て、晶子の詩を検すれば、乱臣なり、賊子なり、国家の刑罰を加ふべき罪人なりと絶叫せざるを得ざるもの也」と言い放つのである。

ことここに至って、与謝野鉄幹と平出修は、大町桂月との直談判に及ぶことになった。桂月の自宅まで訪れ、強引にやりこめたような直談判の結果は、「明星」に「『詩歌の骨髓』とは何か」(「明星」明38・2)と題されて掲載された。そして、ここでは、第三連が次のように解釈された。

天皇陛下は九重の深きにおはしまして、親しく戦争の光景を御覧し給はねど、固より慈仁の御心深き陛下にましますば、将卒の死に就て人生至極の惨事ぞと御悲嘆遊ばばさぬ筈は有らせらるまい。必ず大御心の内には泣かせ給ふべけれど、然も陛下すらこの戦争を制止し給ふことの難く、已むを

得ず陛下の赤子を戦場に立たしめ給ふとは、何と云ふ悲しきあさましき今の世のありさまぞや。

坪井秀人の指摘するように、このような「翻訳」は、「意図的な誤訳、恣意的な解釈によるテクストの改竄に等しい」といわれども仕方がないが、それだけに「危険思想」のコンテクストから外すことに懸命になっていること」をうかがわせるのである。「ひらきぶみ」が発表された明治三十七年の十月には勧語が出されている(「東京朝日新聞」明37・10・11)。

開戦以降朕ノ陸海軍ハ克ク其忠勇ヲ致シ官僚衆庶其心ヲ一ニシ以テ朕カ命ヲ遵奉シ着々其歩ヲ進メ今日ニ及ブ然レドモ前途尚遼遠ナリ堅忍持久益々奉公ノ誠ヲ竭シ以テ終局ノ目的ヲ達スル事ヲ努メヨ

「衆庶」という言葉を使っており、「戦争遂行にあたって、天皇が直接に」「一般国民の協力をよびかけたはじめての勧語」(大江志乃夫)であったが、晶子たちは、この勧語を読んだらうか。

四

さて、ここで改めて、第三連をみてみるならば、桂月の解釈はあながち誤っているわけではない。この箇所は反語として機能し

ているが、現代語訳を示すと、次のようになるだろう。

天皇陛下は、戦いにお自らはお出でなさらないとはいへ、互いに人の血を流し、獣の道に死ぬ、死ぬことを人の名譽とは、天皇のみこころは深いので、いうまでもなく、どうしてそんなふうにお思いになるでしょうか。

これを、天皇はそのようなことはお思いにならない、とそのまま受け取ることもできるが、逆に痛烈な皮肉と受け取ることもできるという両義性をもっているといえるだろう。大町桂月が論争の過程で後者に傾斜していったのは先に見たとおりである。

反語的、婉曲的の語は、どうにでも弁解が出来るものにて、普通の読者こそ、文字通りに解釈すべけれ、批評家は、それにては不可也。天皇陛下、露国の暴戾を憤りて、東洋の平和の為に、宣戦詔勅を出して、国民をして戦はしめ給ふに際し、獣の道に死ぬとは宣給はじと云ふは、単に文字通りに解すべきものなる乎。〔文芸時評〕「太陽」明37・12)

右の桂月の批評にもあるように、「君死にたまふこと勿れ」は、「普通の読者」には「文字通りに解釈」されたのではないか。そして、後代においてもそのように解釈されることが多いのは、詩のテキストから離れ、「ひらさびみ」の解釈コードや晶子の天皇

観を参照することが出来るからにはかならない。ここでは、これも「まことの心」をうたつたものとして、晶子が明治天皇を追悼した歌を挙げておきたい。

俄にも東の空のかきくづれ天津日の無き歎きするかな
めでたくも生くるかひある大御代と賤の女われもたのみしもの

第一の現人神をうしなふと世界の人もなげく大君

神倭磐余彦よりいや高きいや大きくもいましつるかな

〔東京朝日新聞〕大元・8・19)

渡辺澄子が指摘するように、「晶子の皇室好きは血肉化した體質にまでなっていて、この点に於ても国粹主義者桂月と、この面では思想的には同根で」あった。そのような、晶子が桂月からの批判を招くことになったのは、詩が、作者の意図を超えた表現を内包していたからにはかならない。

そこで注目されるのは、トルストイの「日露戦争論」である。従来、「平民新聞」明治三十七年八月七日に一括掲載されたものとの関連が指摘されていたが、近年になって杉村楚人冠が訳したものが「東京朝日新聞」に掲載されたことが注目され、晶子は、「平民新聞」ではなく、「東京朝日新聞」掲載の「トルストイ伯日露戦争論」(明37・8・2、3、4、5、7、8、9、10、11、12、14、15、16、17、19、20)を読んで、詩を作った可能性

が高くなつてきた。

既に石崎紀美子による詳細な比較がなされているが、ここでは重要な箇所のみ指摘しておきたい。たとえば、連載第一回には次のような箇所がある。

戦争は又もや始まれり、何人も要せず何人も求めざる困厄
此に再びし、詐欺此に再びし、広く人類の愚化獣化又此に再
びせんとす、東西相隔つること幾千里、一は殺生を禁断せる
仏教の徒、他は博愛を標榜せる基督の徒、而して兩者互に野
獣の如く海に陸に他を虐殺し残害せずんば已まざらんとす
こと是れ抑も何事ぞや、(傍線―引用者)

また、連載第三回目には「夫れ人畜相分る、所以、人間が人間としての真価を存する所以は其理性を具へたる点在り」とある。これらの訳文は、晶子の詩の「獣の道に死ねよとは」(第三連)の典拠と考えられる。

そして、連載第九回目、八月十一日の「余の答ふべき所は、幾千の白露両国人が殺されんずとも又旅順のみならず聖彼得堡及莫斯科まで略取せられんずとも、余は唯神の求むる所の外を行ふこと能はず」という言葉は「旅順の城はほろぶとも／ほろびずとも何事か」という一節に対応するだろう。

さらに、連載第二回に「露国皇帝は(中略)今日本の攻撃に對せんが為に日本人が露国人に對してなさんとする所を日本人に對

して露国人になさしめんこと即ち日本人を殺戮すべきことを命令せるを以てす、而して彼は此の殺戮の命を伝ふるに當りて神を呼び此の宇内の極悪重罪の為に神の祝福を得んことを求めたり、日本皇帝の露人に対して宣言せる所亦之に同じ」とあるのは、第一連の「人を殺せとをしへしや」といった一節や、第三連の「かたみに人の血を流し／獣の道に死ねよとは」に呼応するだろう。

与謝野晶子は、「東京朝日新聞」の「トルストイ伯の白露戦争論」に刺激を受け、その言葉を借りつつ、戦地に赴いた弟の生還を強く願つた詩をよんだと考えられるのである。

ここで注目したいのは、この第三連は、トルストイの言葉に對する晶子の返答ではなかつたかということである。ただし、藤森研の記事にあるような「敵国内部からの勇敢な反戦の訴えに直感的に共鳴し、日本からも誠実に応じようと決意した」という意味ではなく、ロシアの皇帝は兵士たちに殺戮の命令を出したが、日本国の天皇は「大みこ、ろの深ければ」どうして、そのような命令を出したりするのでしょうか、という意味での返答であつたということである。テクストの読みは天皇への皮肉という解釈にも開かれてはいるが、これまで見て来た晶子の天皇観からすれば、晶子の主観としては、ロシアの皇帝と日本の皇帝とを区別したかたに違いない。

ジェイ・ルーピンは、「明星」一九〇四(明治三七)年九月号の検閲に警察が踏み切らなかつたのは、驚くべきことである」と述べているが、その理由の一つに、第三連は反語を踏まえたうえ

で、先述のように「素直に」解釈されたからではなかったであろうか。大町桂月の最初の感想が「さすがに放縦にして思ひ切つた事言ふ人も、筆大にしぶりたり」というものだったことは先に見たとおりである。

しかし、それでも、桂月の批判を受けて、晶子はこの第三連の表現の危険性に気づいたのだろう。晶子が「君死にたまふこと勿れ」を執筆するときに参照したのは、決して「週刊平民新聞」とないことを強調したのが、「ひらきぶみ」における「平民新聞とやらの人達の御議論などひと言ききて身ぶるひ致し候」という言葉ではなかったか。

五

以上、トルストイの日露戦争論が「君死にたまふこと勿れ」に影響を与えた箇所についてみてきたが、詩の根幹部分は、出征する弟とあとに残される家族のことを心配したものである。

改めて「君死にたまふこと勿れ」の構成をみてみると、弟の身を案じ、「人を殺せとをしへしや」と呼びかけた第一連、商家の後継ぎである弟に旅順の闘いの帰趨など関係ないと訴えた第二連、天皇と戦争の關係について触れた第三連、第四連では母のことをとうたい、第五連では、弟の妻のことに触れている。「あ、をとうとよ君を泣く／君死にたまふことなかれ」にはじまり、各連に「君死にたまふことなかれ」という言葉をはさみながら、

「あ、また誰をたのむべき／君死にたまふことなかれ」で締めくくっており、詩の中心にあるのは、家族が頼りにする弟に生きて帰ってきてほしいという（私情）である。「人を殺せとをしへしや」という言葉も、商人の自分にはないというメッセージが強くうちだされている。（私情）が中心にあるかどうかという点において、「忠義には猶かへがたし／あつばれ手柄したぞ」とは／あ、あ、人を殺せよと／えせ聖人のをしへかな」とうたった鉄幹の「血写歌」（『鉄幹子』収録）や、「人、人を殺さしむるの權威ありや。／人、人を殺すべきの義務ありや。」とうたった中里介山の「乱調激韻」（『平民新聞』明37・8・7）との違いも明らかである。

ところで、晶子の弟籌三郎が旅順口包圍軍に実際にいたかどうかについては疑問視されたこともあったが、井口和起によると、弟籌三郎は、「後備第四旅団後備第八聯隊」で輜重輸卒として従軍し、この部隊は旅順攻略のための第三軍に加えられたという。晶子は、弟が激戦の場であつた旅順口包圍軍に在ることを心配して、「君死にたまふこと勿れ」を作つた。井口和起も引用する「産屋日記」（『明星』明39・7）は、当時の弟の様子を「宇品たちし弟、今日も浪の上にあ。一週ばかり前広島島より、死と云ふ事的美くしく嬉しき由あまた書きこせし、魂なかばそが胸に残して別れこし人とも、この世ならで逢はむなどさへありき」と記したうえで、「されど唯一つ親子は一世のえにしなるを思ひ給へ、八月に初声あぐる人を必ず抱だきやらむと念じ給へ、まして母世に

おはずを想へば悲しからずや」と返事をしたためた、と記しており、詩の内容とも合致する。晶子の詩には、確かに堺の老舗の菓子商である実家を心配するという〈私情〉が色濃くみられる。

堺の街のあきびとの

旧家をほこるあるじにて

親の名を継ぐ君なれば

君死にたまふことなかれ

旅順の城はほろぶとも

ほろびずとても何事か

君知るべきやあきびとの

一家のおきてに無かりけり (第二連)

しかし、それが〈私情〉だとしても、晶子の家の事情にのみ限定されない、多くの〈私情〉と共鳴するものをもっていた。そして、そのことが、「君死にたまふこと勿れ」を当時、もつとも「危険」な詩としたのではないか。この詩は、当時の国民道徳の規範とされていた教育勅語の論理と相反する論理を内包していた。「お国への奉公と、親への孝行とは、かならずしも一致しない」(上野千鶴子)。にもかかわらず、教育勅語は、〈孝〉の論理もしくは〈家〉の論理を〈忠〉の論理に接続するものだった。教育勅語イデオロギーの中心を担っていた井上哲次郎は、教育勅語の解説書において次のように書く。

国君ノ臣民ニ於ケル、猶ホ父母ノ子孫ニ於ケルガ如シ。即チ一国ハ一家ヲ拡充セルモノニテ、一国ノ君主ノ臣民ヲ指揮命令スルハ、一家ノ父母ノ慈心ヲ以テ子孫ニ吩咐スルト、以テ相異ナルコトナシ。故ニ今我が天皇陛下ハ全国ニ対シ、爾臣民ト呼起サル、コトナレバ、臣民タルモノ、亦皆子孫ノ敵父慈母ニ於ケル心ヲ以テ謹聴感佩セザルベカラズ。

〔勅語衍義〕明24・9

大町桂月は、先に見たように、「君死にたまふこと勿れ」を読んですぐに「草莽の一女子、『義勇公に奉すべし』とのたまへる教育勅語、さては宣戦詔勅を非議す」と批判したが、天皇の名において行われた戦争に積極的にかかわるべき〈忠〉の論理に対して、晶子は、弟をはじめ、弟の家族や母のことを心配するとうい、いわば〈孝〉の論理を対置させ、〈忠孝〉一本化の論理を分断している。〈孝〉の論理を〈忠〉の論理に接続させるのが、教育勅語の要だとしたら、それに相反する論理を展開している「君死にたまふこと勿れ」は、当時もつとも危険視される詩であった。

そして、それが、当時多くの国民に共感される余地を残していたことは、日露戦争の時代がなお国民統合の途上にあつたからにほかならない。吉田裕は、日露戦争前の時期に、軍隊の中で、兵士の国家意識や忠誠観念への疑念が表明されていたことを紹介している。そこでは例として佐藤綱次郎砲兵少佐の「軍紀の標本」

〔偕行社記事〕二三七号、一九〇〇年)の「忠君愛国ノ道ヲ講話ス素ヨリ必要ナリ然ルニ此ノ如キ哲學上ノ無形名称ノ定義ヲ強テ兵卒殊ニ教育ナキ者ニ解説セントスルハ畜ニ容易ナラサルノミナラス其利益ヲ殆トアルナシ」という発言が挙げられている。また、大江志乃夫によると、日露戦争時の兵士たちの手紙には、「留守宅」などの表現に示される家族の安否について気遣う文章が多く、また、生死にかかわっては、村共同体を土台にした「神仏のおかげ」という言葉が使われたという。一方で、「国家」という概念は、それ自体が新しい概念として生み出されたものであつたという。さらに、「日露戦争の兵士たちは国定教科書以前の世代に属し、その意識のなかには天皇も靖国神社もまつたくといってよいほどにない」という。にもかかわらず、戦時中の明治三十七年九月には徴兵令が改正され、兵員不足に対応しなければならなかつたのである。〈兵士〉が〈兵士〉たることにおいても、〈銃後〉を支える〈家〉の形成においても、国家からすると〈準備不足〉の状態だつた。「君死にたまふこと勿れ」が発表されたのはこのような時期だつた。そして、「当節のやうに死ねよ」と申し候こと、又なにごとも忠君愛国などの文字や、畏おほき教育御勅語などを引きて論ずることの流行は、この方却て危険と申すものに候はずや」という「ひらきぶみ」の晶子の言葉は、当時の兵士とその家族の思いを代弁するものになりえただろう。しかし、晶子は、それを〈私情〉として封じこめてしまったのである。

六

「君死にたまふこと勿れ」論争が終わり告げようとした頃、「新声」明治三十八年二月号では、「桂月対劍南」と題して、論争に対する三者の感想が載せられている。「吾人は文芸絶対主義を奉ずるもの也」と表明する「菩薩」という署名の評者は、晶子の「詩の実体として見るに於て、確かに是認すべきあるもの」、「あるべきもの」あるを信せずんばあらず」とする。そして、「誤れる国家主義を鼓吹し、文学の傾向を只頑迷なる一辺に偏向せしむるものあらばそは頑迷なる桂月の罪也」という言葉で締めくくられ、晶子・劍南に同情的である。しかし、他の二人の評者は、晶子、劍南を厳しく指弾している。

偏へに個人主義に立脚せる者に反国家主義を歌ふなど云ふのは馬の耳に念仏と同じことだが、さりとて我が国の粟を食み乍ら、此の国家の大事に當つて、泣き言ばかり繰り返して居ても困るではないか、少くとも印刷物にしろともい、ではないか。真逆に晶子だつて、夫の鉄幹だつて常識はあるだらうに、今はどんな時か位のこと分らぬことはあるまい。

(水の人)

晶子は鉄幹の妻女にして一日三度のお飯を食べつ、ある人

也、吾人と等しく社会の厄介になれる人間也。とすれば苟且にも憚る歌を公にすべきにはあらざるべし。詩と道義とは別なりとの剣南のエセ議論は大にくさしといふべし。(中略)要之「君死にたまふこと勿れ」は無教育なる女子の練言而已、可憐の情なきに非るも、之を公然詩壇の鑑賞に供すべきにあらず、宜敷く手記して手文庫の裡に葬り置くべき也、詩歌が只詩歌として賞味せらるゝは妨げずとせんにも、若し幾分にも其影響が現行社会道德の壊乱を来すことありとせば断じて許容さるべきにあらず、(鼻下延長生)

桂月の批判の焼き直しにも見えるが、〈私情〉を〈私情〉として表現することを許さなくなっていることが強調されている。「ひらきふみ」の〈戦略性〉は、「君死にたまふこと勿れ」とともに「無教育なる女子の練言」として排斥されるのである。

「君死にたまふことなかれ」は、『恋衣』(本郷書院、明38・1)に収録されるが、特に大きく話題にされることもなくなっている。先に述べたように、後年、晶子自身もこの詩の内容に言及することはなかった。

明治三十六(一九〇三)年に、小学校令施行規則が改められ、修身、日本歴史、地理、国語をはじめ、算術、図画について、国定教科書に限るとされ、「君死にたまふこと勿れ」が発表されたのと同じ年である明治三十七年四月から小学校修身教科書の使用が開始された。そして、教育勅語は、尋常小学校四学年と高等小

学校第二学年用の巻末に掲げられることになった。さらに一九一〇年にはじまる「国定教科書」第二期に至り、戦前の「教育勅語」教育の原型が作られていった。〈忠〉と〈孝〉を一本化する論理であり、〈私情〉を〈公〉へと回収する論理である。

ところで、晶子には、五カ条の御誓文や大日本帝国憲法、教育勅語を肯定した次のような文章があることが知られている。

其れを思ふと私共は闇から明るみへ出た程幸福な時代に生れ合ひました。明治維新の王政復古と共に、今上陛下は武門政治を初め一切の有害無用な旧習を破壊遊ばし、併せて汎く新知識を世界に求める事を奨め給ひ、学問、技術、言論、信教、出版等有らゆる思想行動の自由を御許しになり、生命、財産等の人權を御保障になつて居ります。五箇条の御誓文、憲法、教育勅語、是等を拝読致せば新代の日本国民は全く不合理な前代の因襲道德から解放せられ、聖代の自由なる空氣の中に自己の特性を發揮しつつ社会を営んで行く事の出来る新道德を御示しになつて居ります。

〔女子の独立自営〕「婦人乃鑑」明44・4

明治憲法体制をはじめ、「教育勅語」をも肯定した文章として評判の悪い文章だが、ここには、〈私情〉と対置されない、もうひとつの〈公〉を構築する論理が内包されていたのではなかったか。

しかし、晶子の論理に伏在する天皇への信頼感がそれ以上の（公）の論理の構築を妨げていったことは、日露戦争の帰結とも言うべき韓国併合に対してあまりにも無批判であることにあらわれている。

韓国に綱かけて引く神わざを今の現に見るが尊さ

〔万朝報〕明43・9・3

この歌を説明したような文章が、晶子の評論集『一隅より』（金尾文淵堂、明44・7）に収められている。

日韓併合条約の様な形式は空前だ。世界に先例の無い事だと言ふ。併しわたしは然うで無いと思ふ。日本では人皇以前に既に立派な先例がある。大國主の御國譲りが其れである。須佐之男、大國主、少那彦は朝鮮に王となり乃至朝鮮を領土として高麗が原朝廷に対峙した独立国の主権者であつた。両國の併合は諸尊以来の宿題であつたのを天照大御神の世になつて漸く解決する事が出来た。

晶子はこのように、『古事記』『日本書紀』の神話を持ち出して、韓国併合のありかたが歴史的に前例のないものではないといふ。このような神話に基づく歴史認識は晶子ひとりのものではない。当時の多くの日本人の植民地認識に照らすならば、晶子ひとり

与謝野晶子「君死にたまふこと勿れ」論争の周辺

りを批判するのは酷といえるだろう。

しかし、「君死にたまふこと勿れ」が、国家と個人、国家と家族という普遍的問題を投げかけたことに照らすならば、その詩をみずから（私情）として封印したことの帰結を改めて思い知らされるのである。（了）

注

（1）香内信子によると、大町桂月への追悼の言葉を載せた『短歌雑抄』（『横浜貿易新報』大正14・6・16）がこの詩について触れているという（『与謝野晶子 さまざまな道程』一穂社、二〇〇五年八月）。晶子の本文は以下の通り。

私は曾て日露戦争に出征した弟のために「君死に給ふこと勿れ」と云ふ詩を公にして、桂月先生の反駁を受けた。先生も真面目であつたと共に私も真面目であつた。文壇に今のやうなジャアナリズムの起こらない時であつた。今思い出すと、当時私のやうな者を眼中に置いて下さつた先生の厚意を感謝したい。

（2）上田博「桂月と晶子『君死にたまふこと勿れ』論争―あるいは論争の身體―」（『立命館言語文化研究』第2巻第4号、一九九一年二月）

（3）絲屋寿雄『日本社会主義運動思想史Ⅰ』（法政大学出版会、一九七九年六月）参照。

（4）与謝野光の聞き取り（『晶子と寛の思い出』思文閣出

版、一九九一年九月)に参加した香内信子は、弟の出征のときに堺の実家には行っているが、「ひらきぶみ」を書いた時には行っていないかったという証言を得ている(前掲『与謝野晶子 さまざまな道程』二十三頁)。「ひらきぶみ」が(戦略)的に執筆された虚構である可能性は否定できないと思われる。

(5) なお、剣南には、「浩々歌客」の署名で「明星」明治三十七年四月号に発表した「無名樹」と題する随筆がある。そこでは、「人は皆血を流し肉を刻みたる犠牲を、捧げて得たる勝軍を祝するに狂はんばかりなり」という「戦争の時」に対して、「われも国の民なれば、きはふ心、他に遅るべしとは思はず」としつつ、「されど退きて省みれば、人事の転変に比べて、自然の何ぞ悠久なる」と内省的な心境を綴っている。晶子への共感は、このような感性に支えられていた。

(6) 剣南＝角田浩々歌客自身は、「日露戦争の神秘観」という文章で、「日露戦争は神秘的権威と見るべき日本国民発達の自己発展なり」、「之に依てわが思想界は、独立自己の特色を発揚すべき機会に遭遇し」、「文学は則ち国民的組織成立の端緒を啓かんとする」のが、「文学的思想的見地に立」った「日露戦争を觀察したるもの」だと書いている(『理趣情景』東亜堂書店、明38、一七)。

(7) 坪井秀人「戦争と(女の感受性)——与謝野晶子」(国文

学解釈と鑑賞別冊『女性作家《現在》』二〇〇四年三月)

(8) 『日露戦争と日本軍隊』(立風書房、一九八七年九月)一五二頁。

(9) なお、坪井は、「作者の本意が何であれ、このテキストからそうした反語のメッセージを読み取ることは無理がある」(前掲書)としているが、テキストそのものは、読者のリテラシーの水準や解釈のあり方によって、反語的解釈と痛烈な皮肉、どちらにも開かれている。

(10) 「与謝野晶子論ノートⅡ」「君死にたまふこと勿れ」について(『昭和学院短期大学紀要』第13号、一九七七年三月)。署名は西田澄子。

(11) なお、逸見久美は、トルストイの日露戦争論とともに、与謝野鉄幹の第三詩歌集『鉄幹子』(矢島誠進堂書店、明34・3)に収録された詩「血写歌」や、「大君の御民を死ににやる世なり他人のひきあるいくさのなかへ」「創を負ひて担架のうへに子は笑みぬ嗚呼わがはひや人を殺す道」などの歌の影響を指摘している(『評伝与謝野鉄幹晶子』八木書店、一九七五年四月)が、時期的に考えると、トルストイの文章の刺激が大きかったと思われる。

(12) 「君死にたまふこと勿れ」と「平民新聞」に掲載されたトルストイの論文の関係を指摘したものに、本間久雄「続明治文学史」下巻(東京堂、一九六四年一〇月)、逸見久美「評伝与謝野鉄幹晶子」(八木書店、一九七五年四月)、

木村毅『ドゥホポール教徒の話』（恒文社、一九八〇年六月）、赤塚行雄『与謝野晶子研究』（学芸書林、一九九四年一〇月）、中村文雄『君死にたまふこと勿れ』（和泉書院、一九九四年二月）などがある。

(13) 藤森研「100人の20世紀 与謝野晶子 反戦詩は『返歌』だった」（『朝日新聞』日曜版 一九九八年七月二十六日）、藤森研・太田登「今こそ見直したい晶子の平和思想」（『与謝野晶子倶楽部』第二号、一九九八年一〇月）、岩崎紀美子「詩『君死にたまふこと勿れ』成立に関する試論——『東京朝日新聞』版トルストイ『日露戦争論』を資料として——」（奈良女子大学国語国文学会「叙説」二〇〇〇年一二月）。なお石川啄木の生前未発表の「日露戦争論」（明治44年4〜5月執筆）には、「日本では八月初めに至つて東京朝日新聞、週刊平民新聞の二紙がその全文を訳載し、九月一日の雑誌時代思潮は英文の全文を転載した」とある。

(14) なお、『朝日新聞社史 明治編』（朝日新聞社、一九九〇年七月）には、「東朝では八月二日から二十日まで連載、大朝はその要約を八月二日、一回だけ掲載した」とある。

また、各章の掲載は次のとおり。「トルストイ伯日露戦争論（一）」序文・第一章・八月二日、（二）第二章・八月三日、（三）第三章・八月四日、（四）第四章・八月五日、（五）第五章・八月七日、（六）第六章・八月八日、（七）

第七章・八月九日、（八）第八章・八月十日、（九）第九章・八月十一日、（十）第十章・八月十二日、（十一）第十一章上・八月十四日、（十二）第十一章下・八月十五日、（十三）第十二章の一・八月十六日、（十四）第十二章の二・八月十七日、（十五）第十二章の三・八月十九日、（十六）第十二章の四・八月二十日。

(15) 与謝野家が「東京朝日新聞」を購読していたことについては、前掲岩崎論文を参照。

(16) ただし、「思いみよ」（第五連）を、杉村楚人冠訳の「自ら省みる」（『平民新聞』訳では、「悔改める」と結びつけようとすることをはじめ、やや牽強付会ともとれる箇所がある。

(17) 注（13）藤森執筆記事。

(18) この点に関して、前掲論文で岩崎紀美子も「晶子は日本の「すめらみこと」は、そういう「暴虐劫略殺戮」に直接加わつて戦場で指揮をとるような野蛮で残酷なことに耐えられる方ではない、心優しく品格の高い方です。」と、訂正を求めたのである」と述べており、賛同できる。ただし、「トルストイへの精神的接近と親愛の情を寄せての天皇観への訂正は『トルストイ伯日露戦争論』の露国皇帝弾劾と対にすると、晶子らしいロマンチズムが生彩を放つ」としていること、「詩『君死にたまふこと勿れ』は寧ろ晶子のトルストイへの熱い共鳴の心情を示す密かな

「私信」として機能してもいる」一方、「白らの再起への決意と謝意をこめた公けなるトルストイへの〈返信〉が『ひらきぶみ』であ」としていることについては、本文で説明したとおり、疑問が残る。弟に生きてかえってきてほしい、と率直な心情をトルストイの言葉も借りつつ表現した晶子が、その反響に驚きつつ、それを「私信」に限定しながら批判をかわそうとした、というのが実際のところだったのではないか。

(19) 今井泰子、大木俊夫、木股知史、河野賢司、鈴木美津子訳『風俗壊乱―明治国家と文芸の検閲』(世織書房、二〇一一年四月)。原本は一九八四年刊行。

(20) 「君死にたまふこと勿れ」を掲載した「明星」が発禁処分にならなかった理由として、その他には、その扱いが小さなものであったことも挙げられるだろう。「明星」明治三十七年九月号に掲載されたこの詩は、巻頭に置かれるほどの扱いだったわけではなく、それどころか、五十二頁に、森田二十五弦の美文「死見」が上下段組みの下端八行目までで終わっているその後ろに埋め草のように掲載され、五十三頁で完結している。五十四頁からは、川上江村の戯曲「月桂冠」が頁の冒頭からはじまっている。また、日次には「君死に給ふこと勿れ」とあり、本文と表題の表記までがまちがっている。この詩は総合雑誌「太陽」にとりあげられ、「読売新聞」紙上で論争が繰り返されたこと

とによって、広く知られることになったといつてよいほどだ。

(21) 井口和起『日露戦争の時代』(吉川弘文館、一九九八年六月) 十二、十八頁。

(22) 『近代家族の成立と終焉』(岩波書店、一九九四年三月) 七十二頁。

(23) 『日本近代思想大系6 教育の体系』(岩波書店、一九九〇年一月) 収録本文を使用した。なお、井上は、後に、同じ論理を次のように書いている。

一族内に於て家長に孝を尽す精神を、一国内に推進めると云ふと、それが矢張天皇に対する忠となるのであります。併し此忠と云ふものは、亦孝とも云へる訳であります。何故なれば、天皇は日本民族の家長の地位に立つて居られますからして、一族に於ける家長に対する本務と同じ様に、天皇に対して忠を尽す次第であります。此忠は即ち孝と同じ物であります。そこで忠孝一本と云ふ民俗的道德の教が古来伝はつて来て居る次第であります。

(倫理と教育) 明41・5、弘道館

(24) 吉田裕『日本の軍隊』(『岩波講座日本通史 第17巻 近代2』岩波書店、一九九四年五月)

(25) 大江志乃夫『兵士たちの日露戦争 五〇〇通の軍事郵便から』(朝日新聞社、一九八八年三月)

(26) 加藤陽子『徴兵制と近代日本』(吉川弘文館、一九九六

年一〇月）一四五、一五二頁。

(27) 副田義也『教育勅語の社会史 ナショナリズムの創出と挫折』（有信堂高文社、一九九七年一〇月）

(28) ただし、晶子は「婦人思想」（『太陽』明44・1）のなかで、日露戦争について「世界の文明の中心思想に縁遠い野蛮性の發揮では無かつたか」という「反省と批判」の必要性を説いており、晶子の普遍主義とナショナリズムの問題については別稿を期したい。

(29) 李成市『『韓国併合』と古代日朝関係史』（『思想』第一

〇二九号、二〇一〇年一月）参照。

（たぐち・みちあき 本学教授）